

所沢市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パートナーシップ・ファミリーシップの届出（以下「届出」という。）について必要な事項を定めることにより、多様な性の在り方に関する理解が進み、一人一人の人権が尊重され、それぞれの生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性自認が戸籍上の性別と異なる者及び性的指向が異性のみではない者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した一方又は双方が性的少数者である二人の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップを結ぶ二人とファミリーシップ対象者（パートナーシップを結ぶ二人の一方又は双方と生計を一にする子（養子を含む。）、親（養親を含む。）その他市長が認める者をいう。以下同じ。）が家族として協力し合う関係をいう。

(届出の要件)

第3条 届出ができる者は、パートナーシップ又はパートナーシップ及びファミリーシップを形成し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 市内に住所を有していること（届出の日（以下「届出日」という。）から3か月以内に市内への転入を予定している場合を含む。）。
- (3) 届出をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者は、この限りでない。
- (4) 配偶者（婚姻を届け出ていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと又は届出をしようとする者以外の者と届出若しくはそれに類するものをした状態にないこと。

(届出の方法)

第4条 届出をしようとする者は、それぞれ自らが署名した所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を、揃って職員の面前において市長に提出するものとする。

2 届出をしようとする者は、届出書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）。ただし、前条第2号に規定する市内への転入を予定している者は、この限りでない。

(2) 戸籍全部事項証明、独身証明書その他の婚姻をしていないことが確認できる書類（届出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) ファミリーシップの届出をしようとするときは、パートナーシップの届出をしようとする者の一方のファミリーシップ対象者であり、生計を一にしていることが確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

3 前条第2号に規定する市内への転入を予定している者は、転入後速やかに住民票の写し等市内への転入を証明する書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の規定により届出書を提出した者に対し、届出書を提出した者が本人であることを確認するため、個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許書、許可書、資格証明書その他市長が適当と認める書類であって、本人の顔写真が貼付されたものの提示を求めるものとする。

5 届出をしようとする者は、やむを得ない理由により届出をしようとする者のうち一方の立会いが困難であると市長が認めるときは、委任状を作成し、届出書に第2項各号に規定する書類を添付して提出することができる。

（受理証明書等の交付）

第5条 市長は、届出書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書（様式第2号）及び所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード（様式第3号）（以下「受理証明書等」という。）に、届出書の写しを添えて当該届出をした者（以下「届出者」という。）に交付するものとする。

（受理証明書等の再交付）

第6条 届出者は、当該受理証明書等を破損し、又は紛失したときは、所沢市パー

トナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、その再交付を受けることができる。

（届出内容の変更）

第7条 届出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届（様式第5号。以下「内容変更届」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者に氏名の変更があったとき。
- (2) 届出者が市内に転入し、又は市内で転居したとき。
- (3) ファミリーシップを解消するとき。
- (4) ファミリーシップを結ぶファミリーシップ対象者の追加を希望するとき。

2 内容変更届には、次の各号に掲げるときに応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 前項第1号に該当するとき 氏名の変更があった者の戸籍個人事項証明
- (2) 前項第2号に該当するとき 転入し、又は転居した者の住民票の写し
- (3) 前項第4号に該当するとき 届出者の一方のファミリーシップを結ぶファミリーシップ対象者であり、生計を一にしていることが確認できる書類との関係を確認することができる書類又は市長が必要と認める書類

3 市長は、内容変更届の提出があったとき（第1項第3号に該当する場合を除く。）は、変更後の受理証明書等を当該届出者に交付するものとする。

（受理証明書等の返還）

第8条 届出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届（様式第6号）を市長に提出し、受理証明書等を返還しなければならない。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 届出者の一方が死亡したとき。
- (3) 届出者の一方が受理証明書等の返還を希望するとき。
- (4) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき（転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により届出者の一方が一時的に市外に転出した場合を除く。）。

（無効となる届出）

第9条 次の各号のいずれかに該当する届出は、無効とする。

- (1) 届出者の一方又は双方にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 届出書等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条各号の規定に反するとき（転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により届出者の一方が一時的に市外に転出した場合を除く。）。
- (4) 第4条第3項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

2 市長は、必要があると認めるときは、無効とした受理証明書の交付番号（受理証明書ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

3 第1項の規定により受理証明書等を無効とされたときは、届出者は、交付された受理証明書を返還しなければならない。

（通称名の使用）

第10条 この要綱に基づく届出その他手続には戸籍上の氏名と併せて通称名（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用している氏名をいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望するときは、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を届出及び届出内容の変更時に提示するものとする。

（配慮事項）

第11条 職員は、当該制度の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、届出の当事者に十分配慮するものとする。

（周知等）

第12条 市長は、届出の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知及び啓発に努めるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。